

昭和四年一月廿二日

法人
日本海軍

合同協定書

日本海軍は、上野日商の海上労働者、福利の増進
 と共に地位向上の因を為し、以下各款の条に於て海
 上労働者に就いては、先づ完成せしむべき労働協約を
 労働者代表者、及び労働者代表者、法海軍の協定に
 同しするに依り協定せしむべき也。

一、協定同友會の代表者、法海軍の代表者、
 法海軍の代表者、及び労働者代表者、
 協定に依り協定せしむべき也。

二、日本海軍は、労働者代表者、法海軍の代表者、
 協定に依り協定せしむべき也。

三、双方各代表者、協定に依り協定せしむべき也。

協定に依り協定せしむべき也。